

『情報科学研究』投稿規程

平成 27 年 10 月 27 日改訂

(目的)

第 1 条 『情報科学研究』(以下、本誌と称する)は、情報科学に関連する諸問題の研究及び応用を促進するために、独創的な研究成果を公表することを主な目的とする。

(投稿資格)

第 2 条 本誌への投稿原稿の著者は、情報科学研究所の所員または準所員であることを要する。

2. 共著の場合には、共著者の内少なくとも 1 名が本条第 1 項に定める投稿資格を有していれば、他の著者の資格は問わない。

(投稿原稿)

第 3 条 投稿原稿は第 1 条に掲げた目的に合致し、かつ他の刊行物には未発表な(あるいは投稿中ではない)オリジナルなものでなければならない。

2. 投稿原稿の種類は、論文または研究ノート、資料、書評等とする。

3. 投稿原稿は原則として電子ファイルで提出する。論文の投稿においては『情報科学研究論文執筆要項』(以下、執筆要項と称する)を遵守すること。論文以外の原稿を投稿する場合にも、その様式は原則として執筆要項に準ずること。投稿原稿は返却しない。

4. 投稿原稿が、執筆要項から逸脱している場合、本誌編集委員会は著者に原稿の修正を要求すること、または本誌編集委員会の判断で原稿を修正することができる。

(投稿論文の審査)

第 4 条 投稿論文は、複数の査読者によって審査される。審査は論文受付後、2 週間以内に行うものとする。

2. 審査の結果、論文の訂正を要すると判断された場合、原則として 1 ヶ月以内に再提出しなければならない。1 ヶ月を越えたときには、本誌次号への新規投稿として扱うこととする。

(投稿原稿の採否および掲載)

第 5 条 投稿論文の採否および掲載は、審査結果を基に本誌編集委員会が決定する。

2. 論文以外の投稿原稿の採否および掲載は、本誌編集委員会が決定する。

3. 投稿原稿の受付日は、本誌編集委員会が原稿を受け取った日とする。また、受理日は論文の掲載を本誌編集委員会が決定した日とする。

(採用された原稿の校正)

第 6 条 採用された原稿の著者による校正は初校のみとし、訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正に限る。

(著作権)

第 7 条 掲載された原稿の著作権は、原則として情報科学研究所に帰属する。特別の事情により情報科学研究所に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と情報科学研究所との間で協議の上措置する。

2. 著作権に関して問題が発生した場合には、著者の責任において処理する。

3. 著作人格権は著者に帰属する。著者が掲載された論文等を複製や転載する等の形で利用することは自由である。ただし、掲載先には出典を明記しなければならない。

4. 掲載されたコンテンツを電子的に公開する権限は、原則として情報科学研究所に委譲する。著者がコンテンツの電子的な公開を希望しない場合は、研究所長に申し出るものとする。